

【B T】

第47回東北大会

バトントワーリング
実施規定・審査規定

【一般部門】

2018



実施規定

1. 参加資格

(1) 参加資格は、次のいずれかとする。

① 2018年9月1日までに、一般社団法人日本バトン協会の一般区分に団体加盟登録していること。

※構成メンバーは学校団体の在籍学生で、2018年9月1日までに当該団体に構成員登録していること。(構成メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技するものとする)

※補欠として2名まで登録することができる。

※加盟登録は会員組織規定に準ずる。

※大会には登録団体会員名で参加すること

② 各県組織より参加資格を与えられた団体であること。

③ 東北より出演依頼された団体または個人であること。(特別出演)

(2) 参加団体は、期限までに所定の参加手続きをすること。

① 団体参加費として8,000円(合同は2団体目から3,000円ずつ追加)の納入

② 選手登録会費として構成メンバー1名(補欠含む)につき500円の納入

※ただし、(1)③については、団体参加費・選手登録会費を徴収しない。

③ 前売りプログラム代(出演者特別価格500円×構成メンバー数(補欠含む))の納入

④ その他、指定した書式の提出。

(3) 加盟団体及び構成メンバー(補欠含む)の東北大会への参加は1回とする。

2 構成

U-12

1 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で6才以上12才以下のみの構成メンバーによる団体

* 2019年3月31日までに繰り上がる年齢

U-15

1 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で6才以上15才以下のみの構成メンバーによる団体

* 2019年3月31日までに繰り上がる年齢

U-18

1 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で6才以上18才以下のみの構成メンバーによる団体

* 2019年3月31日までに繰り上がる年齢

OPEN

1 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で6才以上の構成メンバーによる団体

* 2019年3月31日までに繰り上がる年齢

3 編成

U-12

- 1 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- 2 人数編成は、3名以上（ただし、全国大会推薦は、4名以上の団体を対象とする）

U-15

- 1 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- 2 人数編成は、3名以上（ただし、全国大会推薦は、4名以上の団体を対象とする）

U-18

- 1 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- 2 人数編成は、3名以上（ただし、全国大会推薦は、4名以上の団体を対象とする）

OPEN

- 1 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- 2 人数編成は、3名以上（ただし、全国大会推薦は、4名以上の団体を対象とする）

[手具及び器物について]

U-12・U-15・U-18・OPEN

<バトン編成> 1人1本のレギュラーバトンを使用のこと。但し、演技において複数本の使用可。器物及び特殊効果の使用は不可とする。

<ペップアーツ編成> 2種類以上の手具を使用のこと。レギュラーバトンも手具として認める。器物の使用可特殊効果の使用は不可とする。

「器物」とは

バトン・ポンポン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いるものの総称。*学校部門は器物の使用はできません

「手具」とは

バトン・ポンポンを含め演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いて演技するものの総称。

※特殊効果…フラッシュ、ストロボ、各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの。

※火気類（クラッカー・雷管等を含む）及び危険物（ガス類・液体類・固形燃料類等）の使用は禁止する。

※スパンコールやビーズ等衣装の付属品については、落下等により他の団体の演技の妨げとならないよう留意すること。

4. 演技

(1) 演技フロア

- ①演技フロアは、別記フロア図の通りとする。（特に指定のあるものを除き、線及び印は、すべて5cm幅のものとする）※¹
- ②フロア中心に一辺30mの正方形を実線で明示する。
- ③上記②の正方形の中央の縦横に、十字の直線を実線で明示する。さらに、その直線の中心から5mは、太い実線（15cm幅）で明示する。

- ④演技フロア全域に5m間隔の十文字の印(縦横30cm)を明示する。
- ⑤演技フロアへの入場は、構成メンバー(1.参加資格(2)①参照)のみとする。

※'全国大会の演技フロアのサイズとは異なります。

(2) 入退場

- ①構成メンバーは、前の団体の演技終了後、係員の合図に従い速やかに演技フロアに入場し、演技の準備をすること
- ②演技終了後、東退場口(出演経路図参照)を使用し、速やかに退場すること。

(3) 演技時間(審査対象時間)

U-12・**U-15**

- ①演技時間は4分以内とする。
- ②演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての出場メンバーと器物が演技フロアから退場した時点までとする。
- ③審査時間は3分とし、過分5秒内とする。
(審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする)

U-18 **OPEN**

- ①演技時間は4分30秒以内とする。
- ②演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての出場メンバーと器物が演技フロアから退場した時点までとする。
- ③審査時間は3分30秒とし、過分5秒内とする。
(審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする)

(4) 登録引率者

全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を3名まで登録することができる。また登録引1名を音響担当者とする。

(5) 演技用音源

- (ア) 使用曲はデータ(MP3形式)にて、申込時にメール添付で提出すること。
- (イ) 使用曲の長さを提出すること。
- (ウ) 当日2団体前に音響席にて使用曲を確認すること。
- (エ) 当日予備としてマスター音源をCDにて持参すること。

【音源の確認について】

- ① 音響を担当する登録引率者は「チューニング」の時間に、サブアリーナの係員から「音響担当者用ビブス」を受領し着用すること。
- ② 自団体と一緒に移動し「⑥入場前通路(出演経路図参照)」で参加団体と別れて音響確認席に移動する。
- ③ 音響確認席において音源を確認する。
- ④ 直前の団体の演技が終了したら、音響席に移動する。
- ⑤ 演技準備が整ったら、音響係に音源再生の合図を行う。再生の合図は「スタート」の言葉のみとする。
- ⑥ 演技終了後、音響係に音源停止の合図を行う。停止の合図は「ストップ」の言葉のみとする。
- ⑦ 終了後、東退場口(出演経路図参照)を使用し、速やかに退場すること。
- ⑧ 使用したビブスは東退場口の担当者に返却すること。

(5) 器物等

※器物の使用は、ペップアーツ編成のみ可とする

- ① 手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。

※手具…演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類。

※器物…バトン・ポンポン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さない物の総称。

- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさのものとする。

※規格：1 m 8 0 c m ・ 1 m 2 0 c m ・ 1 m 5 0 c m以内の立体

※重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

- I 器物を重ねたり接触させたりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
- II 一つの器物を、複数の構成メンバーで持ち運んでもよい。
- III フロアに敷く布は器物であるが、制限を設けない。

- ③ 搬入した手具・器物に関しては、責任を持って搬出すること。

- ④ 特殊効果・火気類の使用を禁止する。

※特殊効果…フラッシュ、ストロボ、各種ライト類(ケミカル類含)等の光の効果を用いたもの。

※火気類(クラッカー・雷管等を含む)及び危険物(ガス類・液体類・固形燃料類等)の使用は禁止する。

※スパンコールやビーズ等衣装の付属品については、落下等により他の団体の演技の妨げとならないよう留意すること。

(6) 登録引率者

全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を3名まで登録することができ、内1名を音響担当者とする。

(7) 登録運搬補助員 (U12のペップアーツ編成のみ登録可)

- ① 登録運搬補助員(出演前後の器物搬入・搬出のための補助員)は、3名まで登録可とする。
- ② 登録運搬補助員は、構成メンバーと同じ定められた場所で待機するとともに指定した通路を使用する。
- ③ 登録運搬補助員は、演技フロア内での搬入及び搬出補助は出来ない。
- ④ 上記①・②・③の登録運搬補助員及び登録引率者は、演技中フロア正面に設ける補助員席にて待機・鑑

賞し、演技終了後は、搬出作業の補助を迅速に行うこと。

※登録運搬補助員は、登録運搬補助員用ビブスを着用し識別します。

※登録運搬補助員は、搬入から搬出までの経路に限り有効です。

5. 著作権

- ・使用する音楽の著作権について

《県大会において、東北大会までの許諾を取った音源を使用する場合、手続の必要ありません》

1. 下記のレコード会社の音源については、団体の責任において一般社団法人日本レコード協会に使用許諾申請を行ってください。

(http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/)

※下記のレコード会社以外の場合は、従来通り、各社への許諾申請が必要です。

※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。

※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意して下さい。

※日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧

(2014年3月現在の情報です。最新の情報は日本レコード協会のWebサイト

(http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_licence/) で確認してください。)

- ◇ 日本コロムビア株式会社
- ◇ ビクターエンタテインメント株式会社
- ◇ キングレコード株式会社
- ◇ 株式会社テイチクエンタテインメント
- ◇ ユニバーサル ミュージック合同会社
- ◇ 日本クラウン株式会社
- ◇ 株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ
- ◇ 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント
- ◇ 株式会社ポニーキャニオン
- ◇ 株式会社ワーナーミュージック・ジャパン
- ◇ 株式会社バップ
- ◇ 株式会社ビーイング
- ◇ エイベックス・マーケティング株式会社
- ◇ 株式会社フォーライフ ミュージックエンタテインメント
- ◇ 株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ
- ◇ 株式会社ドリーミュージック
- ◇ 株式会社よしもとアール・アンド・シー
- ◇ NBC ユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社
- ◇ 株式会社エル・ディー・アンド・ケイ
- ◇ 株式会社コナミデジタルエンタテインメント
- ◇ 株式会社スペースシャワーネットワーク
- ◇ 株式会社ハッツ・アンリミテッド
- ◇ 株式会社トイズファクトリー

2. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。
 - ※日本レコード協会から発行された許諾証(コピー可)を提出して下さい。
 - ※日本レコード協会以外に許諾申請された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙(コピー可)を添えて提出して下さい。
 - ※大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。
3. レコード会社の許諾が下りたCD等音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する録音利用料が発生致します。JASRACへの申請は主催者で一括して行いますが、JASRACからの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。
(利用料の請求書は、大会実施より約1ヶ月後に協会より団体宛に郵送致します。)

※県大会終了後、県事務局から支部事務局へ録音利用明細書および録音利用申込書(写し)の提出が義務づけられています。

以上の内容についてのお問い合わせは、
一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 03-3481-2121, <http://www.jasrac.or.jp>
一般社団法人日本レコード協会 http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/
にお問い合わせ下さい。

6. 肖像権等

- (1) 国旗、外国旗、国旗に準じた物、国旗に類似した物(衣装を含む)を使用する場合は、敬意を損なわないよう、その扱いに十分注意すること。フラッグ等で使用する際は、原形のままで使用しないこと。
- (2) 肖像権等の発生する物(絵・写真・ロゴ等)を使用する際は、各団体の責任のもとに肖像権管理者の使用許諾を得、証明書(任意様式)を提出すること。

7. その他

- (1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。
- (2) 参加手続き期限後の変更等は、当日提出するチェックインシートにより受ける。
- (3) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。
- (4) 各県の出演順は、東北支部通常総会で各県選出代議員による抽選により決定する。
※参加団体の出演順は、県大会終了後に県大会規定により決定する。出場数に欠員のあった場合は、出演順の遅い方から無効とする。

審査要領・審査規定

【審査基準 審査内容の細部については、第46回バトントワーリング全国大会に準ずる】

1. 審査委員長・審査員・審判員

(1) 審査委員長

- ① 審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ② 審判員より報告を受けた違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

U-12

・

U-15

・

U-18

・

OPEN

<バトン編成・ペップアーツ編成>

審査員は4名とし、下記の内容を審査基準に基づき審査する。

- ア. 全体的効果 1名
- イ. 作品完成度 1名
- ウ. パフォーマンス1 1名 (手具・ボディーワーク)
- エ. パフォーマンス2 1名 (ステージング)

(3) 審判員

- ア. 審判員は複数とし、1名を審判長とする。
- イ. 審判員は、人数・時間・入退場の各内容を審判する。
- ウ. 審判員は、違反の有無を、審判長に報告する。
- エ. 審判長は、結果を審査委員長に報告し、違反の最終確認は審査委員長が行う。

2. 罰 則

- ア. 参加団体及び応援保護者等に下記の項目に該当する行為があった場合、審査委員長は、大会長及び大会実行委員長との協議により、罰則の処置を決定し執行する。
- イ. 該当した団体は大会実行委員会がこれを記録し、該当団体に対して書面にて通告する。

(1) 警 告

- ア. 役員・係員の指示に従わない行為のあった場合。
- イ. 他の参加団体及び観客に対して、迷惑となる行為のあった場合。
- ウ. 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
- エ. 実施規定「1. 参加資格」(2)①に反した場合。
- オ. 実施規定「3. 編成」に反した場合。
- カ. 実施規定「4. 演技」に反した場合。

(2) 失 格

- ア. 実施規定「1. 参加資格」(1)(3)に反した場合。
- イ. 実施規定「2. 構成」に反した場合。
- ウ. 消防法等の法令に抵触する行為(火気・危険物等の使用)があった場合。

3. 成績・成績判定・表彰

(1) 得点・席次

得点・席次

- ア.各審査員は、上記1. (2)に基づき、100点法(小数点なし)で採点する。
- イ.演技終了後に各団体の得点を席次に換算する。
- ウ.大会終了後、得点・席次一覧を通知する。

(2) 成績判定

- ア.各団体の得点に従い金賞・銀賞・銅賞と判定する。
- イ.バトン編成、ポップアーツ編成それぞれの編成別で、全ての団体の得点を席次に換算し枠数に応じた団体数を全国大会へ推薦する。

(3) 表彰

- ア.得点合計により、金・銀・銅の各賞を授与する。
(上位大会推薦団体を金賞とすることがある。)
- イ.席次合計の少ない団体を全国大会に推薦する。
- ウ.席次合計が同点の場合は、得点合計の高い団体を推薦する。
- エ.さらに同点の場合は、投票により選考する。
- オ.全国大会推薦団体は、閉会式で発表する。

【本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において加除訂正を行うことができる】